

VI 訪問系サービスに係る
新型コロナウイルス感染症関連情報

目次

1 福岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- (1) 新型コロナウイルス集団発生防止にかかる徹底事項について・・・・・・・・・・109
- (2) 障がい福祉サービス事業所等及び障がい者支援施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の更なる徹底について・・・・・・・・・・110
- (3) 事業所等の職員、利用者がPCR検査等を受検することになった場合の報告について・・・・・・・・・・111
- (4) 介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査事業の実施について・・・・113
- (5) 介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査について・・・・・・・・116
- (6) 福岡市新型コロナウイルス感染者等支援体制確保事業（訪問等）の実施について・・・・・・・・・・118

2 人員基準等の臨時的な取り扱いについて

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」に関するお知らせ・・・・・・・・・・120
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて・・・・・・・・・・122
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」に関するお知らせ・・・・・・・・・・123
- (4) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」に関するお知らせ・・・・・・・・・・125
- (5) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」に関するお知らせ・・・・・・・・・・127
- (6) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第14報）」に関するお知らせ・・・・・・・・・・129

3 参考HP（厚生労働省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130

1 福岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

(1) 新型コロナウイルス集団発生防止にかかる徹底事項について

事務連絡
令和2年4月3日

市内指定障がい福祉サービス事業所等
管理者様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

新型コロナウイルス集団発生防止にかかる**徹底事項**について（依頼）

標記の件について、市内介護老人保健施設で集団感染（クラスター）が生じており、市内の障がい福祉サービス等事業所においても、いつ感染者が発生してもおかしくない状況です。

利用者または職員に感染者が発生した場合、感染拡大防止の観点などから事業所の閉鎖を要請することになると思われませんが、この場合、利用者へ大きな影響を及ぼすことが想定されますことから、下記事項について再度徹底をお願いいたします。

記

1 職員（スタッフ）の体調確認の徹底

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱がある（解熱剤を服用しないと熱が下がらない場合も含む。）
- ・解熱後24時間を経過していない
- ・解熱後24時間以上経過した場合において、呼吸器症状がある

以上の症状がある場合は出勤させないことをくれぐれも徹底すること

また、毎日、出勤した全職員の体温を記録しておくこと

2 サービス提供時の留意点

- ・訪問時間は可能な限り短くできるよう工夫すること
- ・サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施すること

（参照）

詳しくは、別添の「社会福祉施設等（通所・短期入所等）において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」の「3. 訪問介護事業所等における対応」を参照すること

3 PCR検査対象者の報告

令和3年5月13日付保障福第281号「事業所等の職員、利用者がPCR検査等を受検することになった場合の報告について」p117を参照

4 他の事業所との連携

- ・万一の場合に備え、必ず、指定特定相談支援事業所や他の事業所と連携をとり、利用者の引継ぎを可能な状況にしておくこと

【連絡先】福岡市保健福祉局障がい福祉課 TEL 092-711-4249

(2) 障がい福祉サービス事業所等及び障がい者支援施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の更なる徹底について

事務連絡
令和2年7月31日

各障がい福祉サービス事業所等 管理者 様
各障がい者支援施設 施設長 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

**障がい福祉サービス事業所等及び障がい者支援施設における
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の更なる徹底について（再通知）**

貴事業所におかれましては、国・市通知を踏まえ、既に新型コロナウイルス感染防止対策に取り組まれていることと存じます。

報道等により既にご存じかと思いますが、最近の感染の特徴としては、感染者が若い世代から広がっていること、重症者がいないことが挙げられます。障がい福祉サービス事業所等及び障がい者支援施設では、大勢の若い世代の皆さんにも活躍していただいておりますが、一般よりも障がい者と接する機会の多い従業員の皆さまにおいては、事業所外においても、より高い意識を持って、年齢、雇用・勤務形態等を問わず、全ての従業員に対し、更なる感染予防のため下記のとおり、注意喚起をしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- 2 大人数での会食や飲み会を避けること。
- 3 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント等で大声を出すなど）を自粛すること。
- 4 マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

※ 感染者が発生した場合、感染の拡大を阻止するため、保健所等に対して、利用者一覧・利用状況や従業者一覧・サービス実施状況などを、迅速に提出することが必要となりますので、従前から行っていたこととは存じますが、常日頃から障害者総合支援法の基準等で必要とされている記録の整備をお願いします。

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局障がい福祉課

TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

(3) 事業所等の職員、利用者がPCR検査等を受検することになった場合の報告について

保障福第 281 号
令和 3 年 5 月 13 日

指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

事業所等の職員、利用者がPCR検査等を受検することになった場合の報告について

各事業所等の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に日々ご尽力くださ
いまして、大変感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまで職員や利用者がPCR検査を受ける場合は、当課へ
全件ご報告いただいていたのですが、昨今電話が集中し、対応困難となる例が発生しております。

つきましては、報告が必要な場合の取扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせいたしま
す。

なお、事業所におかれましては、引き続き職員や利用者、その同居家族等の健康状態や検査受
検状況をしっかりと把握していただき、下記の「2」の項目に該当しない場合も、職員又は利用
者が感染した疑いが強いと管理者が判断した場合はご連絡ください。

記

- 1 取扱いを変更する日
令和 3 年 5 月 15 日（土）から
- 2 当課へ報告が必要な場合
 - (1) 職員又は利用者及びその同居家族が、新型コロナウイルスに感染した場合
※抗原簡易キットを用いた検査で、陽性と判明した場合も含む。
 - (2) 職員又は利用者が、保健所から濃厚接触者と判定され、PCR検査を受ける場合、また
その検査結果
- 3 報告の際に伝えていただきたいこと
 - (1) の場合
 - ・ 氏名、生年月日（生年月日は利用者のみ）
 - ・ 感染判明日（PCR検査等で陽性だと分かった日）
 - ・ 感染が分かるまでの経緯
 - ・ 感染者の最終利用日（出勤日）
 - ・ 濃厚接触者の有無、その氏名（利用者及び職員のみで可）、PCR検査予定日
※保健所へ提出した資料もメールでお送りください。
 - (2) の場合
 - ・ 保健所から濃厚接触者と判定された日
 - ・ 検査予定日
 - ・ 濃厚接触者と判定されるまでの経緯
 - ・ 濃厚接触者の最終利用日（出勤日）

- ・他の濃厚接触者の有無

※保健所へ提出した資料がある場合は、メールでお送りください。

【参考】当課への報告が不要な場合

- ・職員又は利用者が、発熱等で病院を受診し、PCR検査を受ける場合
- ・職員又は利用者が無症状で、単にルール上、PCR検査を受けなければならない場合
(例えば、手術や入院する場合の事前検査など)
- ・職員又は利用者の家族が、PCR検査を受ける場合

<問い合わせ・連絡先>

1 平日の場合

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課 指定指導第2係

電話：711-4249

2 土日祝日の場合

障がい福祉課の緊急携帯電話

電話：070-1260-5236 (対応時間：13時～18時)

※土日祝日に、障がい福祉課（平日の電話番号）の電話や、緊急携帯電話の対応時間外に電話がかかっている例がありますので、お間違えのないようお願い致します。

(4) 介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査事業の実施について

(公 印 省 略)
保障福第 324 号
令和 3 年 5 月 18 日

指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者部障がい福祉課)

介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査事業の実施について

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策に日々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では新規感染者が 5 月以降急増しており、福岡市においても、200 人以上の新規感染者が確認される日があるなど、大変厳しい状況にある中、政府による緊急事態宣言が、5 月 12 日から 5 月 31 日までを実施期間として福岡県に発令されました。

特に障がい福祉サービス事業所等においては感染が拡大しやすい状況にあり、万一、クラスター化した場合、感染者や濃厚接触者となった職員が多数出勤停止になり、通常サービス提供ができず自立支援給付等（報酬）が得られなくなるなど、介護施設及び事業所（以下、「施設等」と言う。）の経営や運営にも重大な支障をきたす恐れがあります。

こうしたことを踏まえ、施設等の従事者及び新規入所者等を対象に、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査を無償にて実施いたします。

つきましては、感染者の早期発見、感染拡大防止の観点から、積極的に検査を実施していただきますようお願い致します。

記

1 検査対象者

(1) 福岡市内に所在する、別紙「対象障がい者施設等一覧」に掲載の施設等に所属し、もしくは施設等内に立ち入り、業務を行う方【積極的な検査を推奨】

※雇用関係の有無を問わず、委託業者の調理業務員や清掃員、ボランティア等も含まれます。

※従事者の居住地は、市内・市外を問いません。

※就労継続支援事業所等において生産活動に従事している利用者は除きます。

(2) 福岡市内に所在する障がい者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）、療養介護事業所の新規入所者、短期入所の利用者（児）

【検査可能な場合】

※新規入所者等が自ら検体採取する場合も、事故防止のため、施設等の従事者が必ず近くで見守り、適宜補助をしてください。

※新規入所者等が自ら検体採取できない場合は、医療従事者に採取していただく必要がありますので、医療従事者を配置するなどしている施設等は、ぜひご活用ください。

2 実施期間

令和3年5月18日から令和4年3月31日まで

3 検査方法

鼻腔ぬぐい液を用いた抗原定性検査

※今回の検査は、実施後15分で結果が得られるため、迅速なスクリーニングが可能です。

4 検査申し込み開始日

令和3年5月18日（火）

5 検査回数

(1)施設の従事者

原則として、従事者1人あたり月1回

※緊急事態宣言期間中は、週1回の検査も可です。週1回検査を行う施設は、成仁^{せいじん}（受託事業者）から送付されたキットを使い切ったら、その都度、追加申し込みをしてください。

(2)新規入所者及び短期入所利用者

原則として、新規入所（利用）時に1回

※短期入所利用者に対する検査は、利用する度に実施することも可能です。

6 検査申し込み方法

検査を希望する場合、施設単位での申し込みとなります。

検査を希望される施設の管理者は、右の二次元コードから申し込み手続きを行ってください。

※同一法人であっても事業所番号の異なる事業所は、それぞれ別の施設として取扱い、同一の事業所番号の場合は同一施設として取り扱います。



7 お問い合わせ先

医療法人社団 成仁^{せいじん}（東京都足立区島根3-2-1）

※本検査事業の受託事業者となります。

<検体採取・検査結果など医療に関する相談・お尋ね>

TEL：050-3734-5387

<医療以外に関する相談・お尋ね>

TEL：050-3734-5391

（いずれのダイヤルも受付時間は、平日9時～17時）

介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業（障がい）

対象障がい者施設等一覧（従事者）

障がい者施設等	サービス種別
障がい福祉サービス事業所	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所
	療養介護
	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援 A 型
	就労継続支援 B 型
	就労定着支援
	共同生活援助（グループホーム）
自立生活援助	
障がい者支援施設	
一般相談支援事業所・特定相談支援事業所	
地域活動支援センター	
移動支援登録事業者	
日中一時支援登録事業者	
訪問入浴サービス事業者	

※共生型サービス事業所は、障がい者施設等としては対象外となります。受検する場合は、本体施設の高齢者施設等として申し込み手続きをお願いいたします。

※原則として異なる事業所番号は別施設等として取り扱いますが、以下の場合は同一施設等となりますのでご注意ください。

- ・移動支援や日中一時支援の登録事業者は、本体施設と同一施設等とします。
- ・同一敷地内の共同生活援助事業所と短期入所事業所は、同一施設等とします。
- ・同一敷地内の特定相談支援事業所と一般相談支援事業所は、同一施設等とします。

※訪問入浴サービス事業所など事業所番号のない事業所は、事業所番号を入力せずに申し込み手続きをされますようお願いいたします。

(5) 介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査について

(公 印 省 略)
保障福第 683 号
令和 3 年 7 月 26 日

指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局障がい者部障がい福祉課)

介護施設従事者等（障がい）へのスクリーニング検査について（通知）

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に日々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、7月11日（日）に、福岡県の「まん延防止等重点措置」が解除となり、ワクチン接種も着実に進んでおりますが、ワクチン接種は、発症を予防する高い効果が認められている一方で、感染そのものを予防する効果は明らかにされておらず、実際にワクチン接種後に感染するケースも報告されています。また、デルタ株と呼ばれる新たな変異株が世界中で猛威を振るっており、今後も引き続き、感染防止対策の徹底を図っていく必要があります。

現在、実施している介護施設従事者等スクリーニング検査については、無症状等の感染者を把握し、感染拡大防止策を図る重要なものであり、厚生労働省からも、介護施設等における頻回検査を継続するよう要請がされていることから、この度、スクリーニング検査の実施回数を、下記のとおり拡大します。

各事業所等におかれましては、スクリーニング検査を積極的に実施いただき、引き続き感染拡大防止に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 検査回数の変更

<変更前>

施設従事者：月1回
新規入所者：入所時に1回
※緊急事態宣言中は、希望する場合、
週1回の検査も可能



<変更後>令和3年10月末まで適用

施設従事者：週1回程度
※緊急事態宣言期間中（まん延防止等重点措置
期間含む）にかかわらず、希望する場合
新規入所者：入所時に1回（変更なし）

2 抗原簡易キットの追加申込・新規申込

お手持ちの抗原簡易キットが残り少なくなったら、追加申込をしてください。
また、まだお申込みされていない施設につきましても、右の二次元コードを
読み取ると、実施マニュアルのダウンロードや新規の申込みができます。

【実施マニュアル・新規申込】<http://www.seijin.org/antigen-test-fukuoka-city>



裏面あり

3 検査実施後の結果登録及び報告

本事業による検査は、厚生労働省に報告する必要があるため、検査実施後は、速やかに「スクリーニング結果報告フォーム」への入力をお願いします。

【結果報告専用ページ】 <https://forms.gle/QHbFfjFLsnfjXmmm6>

※右の二次元コードを読み取ると結果報告専用ページにアクセスできます。



4 検査で陽性反応が出た場合の対応について（実施マニュアル P8 一部改正）

抗原簡易キットの検査で陽性反応が出たことをもって、陽性者であることを確定するものではありません。

発熱等の症状がない場合

地域外来・検査センターで確定診断のための検査を受けることができます。以下の相談ダイヤルへご連絡ください。

【福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル】

TEL：092-711-4126（年中無休・24時間受付） FAX：092-406-5075

※お電話の際、「医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査について」とお伝えください。

発熱等の症状がある場合

協力医療機関等がある場合は、そちらへご相談いただき、診療や確定診断のための検査（PCR検査等）を受けてください。

診療や検査を受けられる医療機関が分からない場合は、上記の相談ダイヤルへご相談ください。

※陽性反応が出た場合は、上記協力医療機関や相談ダイヤル等への相談に加え、本市担当部署への連絡をお願いいたします。（連絡先は実施マニュアル P8 をご覧ください）

※医療機関や民間検査機関等で自費検査を受けられた場合は、ご自身の負担となります。

5 お問い合わせ先

受託事業者：医療社団法人 ^{せいじん}成仁（東京都足立区島根 3-2-1）

<検体採取・検査結果など医療に関する相談・お尋ね>

TEL：050-3734-5387

<医療以外に関する相談・お尋ね>

TEL：050-3734-5391

（いずれのダイヤルも受付時間は、平日 9 時～17 時）

(6) 福岡市新型コロナウイルス感染者等支援体制確保事業（訪問等）の実施について

福岡市新型コロナウイルス感染者等支援体制確保事業（訪問等）の実施について

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課

1 目的

在宅において、介護者が感染し入院する必要がある場合、自宅に残された要介護の高齢者・障がい者（以下、「高齢者等」という。）は濃厚接触者となるが、介護事業所等の職員の訪問等による支援が必要となる。

また、要介護の高齢者等が感染し入院するまでの間、やむを得ず自宅で待機する場合についても同様の支援が必要となる。

いずれの場合も、職員は極めて高い感染リスクの中で支援を行うこととなり、精神的にも肉体的にも多大な負担を強いることになる。

このような通常では想定されない特別な介護等を行う職員に対し支援を実施するとともに、介護者が安心して入院治療に専念できる環境づくりを行うことで、新型コロナウイルス感染者等に対する支援体制を確保する。

2 定義

(1) 本事業における「介護事業所等」とは、以下の種別のサービスを提供する事業所をいう。

① 高齢者対象

<通所系サービス>

通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防型通所サービス、生活支援型通所サービス

<訪問系サービス>

訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス

② 障がい者対象

<通所系サービス>

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、日中一時支援、地域活動支援センター

<訪問系サービス>

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援訪問入浴サービス、訪問看護など

(2) 本事業における「介護等」とは、入浴、排せつ及び食事等の介護、看護、通院、入院のための準備、その他の必要な日常生活上の支援をいう。

(3)本事業における「職員」とは、正規・非正規などの雇用形態や、常勤・非常勤などの勤務形態等にかかわらず、介護事業所等で介護等に従事するすべての職員をいう。

3 給付対象

濃厚接触者及び感染者（以下、「濃厚接触者等」という。）となった要介護の高齢者等に対し、訪問等による介護等を行った福岡市内の介護事業所等を対象とする。

なお、高齢者については福岡市の被保険者であること、障がい者については福岡市の受給者証を持っていることを要件とする。ただし、地域活動支援センターの利用者は福岡市民であることを要件とする。

また、介護事業所等における職員の勤務の実状に応じた、柔軟な支給を可能とするため、事業所単位に支給する。

4 給付金額

濃厚接触者等となった利用者1人につき、15万円を給付する。

5 給付対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

6 給付手続き

本事業に基づく給付金を受けようとする介護事業所等の代表者は、本事業の実施に着手した日以降に、別紙1「福岡市新型コロナウイルス感染者等支援体制確保事業 状況報告書兼誓約書（訪問用）」を令和4年3月31日までに市長に提出するものとする。

また、複数事業所による支援を行った場合は、そのうち一つの介護事業所等が代表して、別紙1を市長に提出することとし、他の介護事業所等からは別紙2「委任状」をとり、あわせて市長に提出するものとする。

なお、給付金の支給を受けた介護事業所等の代表者は、事業所等の実情に応じて、当該給付金のすべてを当該介護事業所等で介護等に従事する職員に対し、給与とは区別したうえで業務上の取引とは関連しないもの（見舞金等）として支給しなければならない。

7 支給を受けた事業所等に対する注意喚起

給付金の支給を受けた介護事業所等の代表者に対しては、その全額を介護等に従事した職員に配付するよう、あらかじめ別紙1の誓約書を徴することとする。

2 人員基準等の臨時的な取扱いについて

(1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」に関するお知らせ

保障福第 1508 号
令和 2 年 3 月 12 日

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」に関するお知らせ

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」において、人員基準等の臨時的な取扱い及び都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、特に関 5 と関 6 が関係しており、当該内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 別添文書

令和 2 年 3 月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」

2 上記事務連絡の関 5 と関 6 について

(1) 関 5 について

【関 5 の概要】

新型コロナウイルス感染疑い者へのサービス提供にあたり、利用者・家族及びヘルパーの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合の報酬算定について、居宅介護等においては、個別支援計画等に定められた内容のうち、地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、提供時間が 20 分未満となった場合でも「30 分未満」の報酬算定は差し支えない。

重度訪問介護についても同様の場合においては、1 事業者における 1 日の利用が 3 時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、提供時間が 40 分未満となった場合でも「1 時間未満」の報酬算定は差し支えない。

《福岡市補足－30分以上の取扱い》

例えば、所要時間が「1時間」の身体介護の個別支援計画（新型コロナウイルス発生以前に作成した計画）であったものについて、感染リスクを下げるため、時間短縮を行い、かつ必要となる最低限のサービス提供を行うとして、30分以上49分以下の支援計画となった場合でも、「30分以上1時間未満」の報酬算定を可能とします。（20分未満の時間を切り捨てる対応をしない）

この場合、必ず利用者に説明を行ってください。

また、「1時間」の個別支援計画はそのまま残し、他の文書で、感染リスクを下げるための措置であることを明記し、時間短縮後の計画の概要の記録をお願いします。

重度訪問介護についても同様の考え方でご対応下さい。

(2) 問6について

【問6の概要】

訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、一時的、かつ利用者に配慮したものであれば、資格のない者であっても、他事業所等で従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、従事することは差し支えない。

《福岡市補足－「市町村が認める者」の手続》

問6の対応により、一時的に訪問系の各種サービスに従事する資格を有さない者がサービス提供を行おうとする場合は、障がい福祉課に電子メール等でご連絡ください。

事情や、従事者の他事業所での障がい者等へのサービス提供の経験などを確認します。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：濱田

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

保障福第 1522 号

令和 2 年 3 月 16 日

移動支援事業者 代表者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(通知)

今般、別添のとおり厚生労働省より移動支援事業の取扱いに関して示されましたので、下記のことをお知らせいたします。

記

1 令和 2 年 3 月 13 日付厚生労働省事務連絡(別添)の概要

「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか」との問いに対し、「当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。」との回答が示されております。

2 福岡市における対応

福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

なお、当該取扱いは、移動支援による外出を予定していた(計画があった)ことが前提であることに、十分ご注意ください。

また、当該取扱いを行う場合、支援の実施内容のほか、当初の移動支援の計画内容や居宅での支援の必要性に関する記録を作成し、適切に保管してください。適宜、報告を求めます。

3 別添資料

令和 2 年 3 月 13 日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市保健福祉局障がい福祉課 担当：牛島，立山

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougaijigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報)」に関するお知らせ

保障福第 160 号
令和 2 年 5 月 1 日

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報)」に関するお知らせ

令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報)」において、都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。また、これまでの取扱い (第1報から第4報) がまとめられ、新規追加された箇所については、下線が引かれております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、【全般】問 1 から問 3 及び問 6、【訪問系サービス】問 8 から問 14、【その他】問 26 が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

特に問 14 の当該内容については、福岡市における対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報)」

2 上記事務連絡の問 14 について

【問 14 の概要】

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取扱いとして、同行援護等について、ヘルパーが単独で買い物の代行や菓の受け取りの代行等を行うことを報酬の対象とできるか」との問いに対し、「買い物の代行や菓の受け取りの代行等は居宅の家事援助のサービスで可能であるが、居宅介護の支給決定を受けていない利用者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替できない場合、報酬の対象とすることも可能である」との回答が示されている。

【福岡市補足（厚労省確認済）】

当該取扱いは、現に同行援護等の支給決定を受けている者で、かつ、居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていない者に対する臨時的取扱いであることから、現に居宅介護（家事援助）の支給決定を受けている者は、居宅介護（家事援助）で実施、報酬算定すること。

なお、当該取扱いを行う場合は、買い物代行等に係る同行援護等の個別支援計画及び支援記録を作成の上、同行援護等で報酬算定すること。

また、現に移動支援事業の支給決定を受けている者で、かつ、居宅介護（家事援助）の支給決定を受けていない者についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、民間の宅配サービスや買い物代行等他の手段では代替できない場合は、当該取扱いの対象となることを申し添える。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

(4)「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」に関するお知らせ

保障福第 349 号
令和 2 年 6 月 2 日

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」に関するお知らせ

令和 2 年 5 月 27 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」において、都道府県等からの取扱いに対する質問への回答が示されております。また、これまでの取扱い(第1報から第6報)がまとめられ、新規追加された箇所については、下線が引かれております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系サービス事業所につきましては、【全般】問1から問3、問6、【訪問系サービス】問8から問16及び【その他】問29から問30が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とします。

特に問15の当該内容については、福岡市における請求時の対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 2 年 5 月 27 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」

2 上記事務連絡の問15について

【問15の概要】

「留意事項通知第2の2(1)③において、居宅介護で「単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないもの。」とあるが、新型コロナウイルス感染症による影響で、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間

隔が概ね2時間未満となる場合、それぞれの所要時間を合算せず、報酬を算定する取扱いが可能か」との問いに対し、「可能。同行援護においても同様。」との回答が示されている。

【福岡市補足】

本来、身体介護と身体介護等、同一サービス類型でサービス提供の間隔が2時間未満の場合は、前後のサービス提供を合わせて1回として算定するが（いわゆる2時間ルール）、新型コロナウイルス感染症による影響で、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控え等から、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、当該取扱いにて請求を行う場合は、**国保連合会へ請求を行う際に伝送している「サービス提供実績記録票」の該当する日付の備考欄に「コロナ取扱い（第7報問15）による」と必ず入力し、請求すること。**

また、移動支援事業も当該取扱いを可能とする。移動支援事業で当該取扱いによる請求を行う場合は、**毎月国保連合会に郵送（持参）している「移動支援事業実績記録票」の該当する日付の備考欄に「コロナ取扱い（第7報問15）による」と必ず記入し、請求すること。**

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

(5) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」に関するお知らせ

保障福第 246 号

令和 3 年 5 月 11 日

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」に関するお知らせ

令和 3 年 4 月 22 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」において、今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を実施する場合の障がい福祉サービス等報酬の取扱い等について、別添のとおり示されております。

厚生労働省が示した質問に対する回答中、訪問系事業所につきましては、問 6 が関係しており、福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とし、福岡市における対応を下記のとおり補足しましたのでお知らせいたします。

記

1 添付文書

令和 3 年 4 月 22 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」

2 上記事務連絡の問 6 について

【問 6 の概要】

「新型コロナウイルスに係るワクチン接種を医療機関以外の接種会場（例えば、体育館や福祉センター等）で行う場合でも、障害者等が接種会場まで移動する手段として、居宅介護等を利用することが可能か。」との問いに対し、

『居宅介護における通院等乗降介助等が利用可能である。なお、通院等乗降介助等に係る取り扱いについては、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付障障発第 0425001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「取扱通知」という。）を参照すること。

また、接種会場まで移動する際の外出時の支援として、同行援護、行動援護、重度訪問介護についても、利用可能である。

また、これらを利用する場合には、必要に応じて居宅介護計画等の変更を行う

ことに留意すること。

なお、上記訪問系サービスについては、新型コロナウイルスに係るワクチン接種会場における必要な援助についても、取扱通知の3の(4)のア「移動先における介助の取扱い」等にあるとおり、障害福祉サービス等報酬を算定することが可能である』との回答が示されている。

《福岡市補足》

居宅介護においては、通院等乗降介助のほか、通院等介助での利用も可能である。また、移動支援事業の支給決定を受けている者についても、当該取扱いの対象とすることを申し添える。

なお、当該取扱いを実施する場合には、事前に個別支援計画の変更を行った上で、支援すること。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第2係

TEL：092-711-4249 TEL：092-711-4818

E-mail：syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

(6) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」に関するお知らせ

保障福第 568 号

令和 3 年 6 月 30 日

市内指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」に関するお知らせ

令和 3 年 6 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」において、今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種を在宅で実施する際の取扱いについて、別添のとおり示されております。

福岡市においても、上記事務連絡の考え方に沿った対応を可能とし、下記のとおり補足いたします。

記

1 添付文書

令和 3 年 6 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 14 報)」

2 福岡市補足

当該取扱いについては、在宅において接種を行う場合の取り扱いであることに留意すること。

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

福岡市保健福祉局 障がい福祉課 指定指導第 2 係

TEL : 092-711-4249 TEL : 092-711-4818

E-mail : syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

3 参考HP（厚生労働省）

（１）感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法をまとめた「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（２）障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡等が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html